

令和7年第4回港区議会定例会

追加提出予定案件

港 区

令和7年第4回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案8件

議案第126号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第127号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第128号	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第129号	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第130号	港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第131号	港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第132号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第133号	令和7年度港区一般会計補正予算（第4号）	12

令和7年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第126号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬月額を次のとおり引き上げます。

- ・議長 91万9,600円 → 95万900円
- ・副議長 79万4,900円 → 82万1,900円
- ・委員長 66万2,100円 → 68万4,600円
- ・副委員長 63万4,500円 → 65万6,100円
- ・議員 62万2,300円 → 64万3,500円

②令和7年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.10月 → 2.15月

③令和8年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.125月 (0.025)	2.125月 (0.025)	4.25月 (0.05)

（括弧内は、現行規定からの引上げ月数）

※この引上げに伴い、令和7年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます（括弧内は、引上げ月数）。

- ・4.20月 → 4.25月（0.05月）

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①及び②については、令和7年12月1日

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

- ・区長 127万3,100円 → 131万6,400円
- ・副区長 102万3,700円 → 105万8,500円

②令和7年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.10月 → 2.15月

※令和7年6月1日においてその職になかった副区長については、支給月数を2.125月(0.025月引上げ)とします。

③令和8年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.125月 (0.025)	2.125月 (0.025)	4.25月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和7年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・4.20月 → 4.25月(0.05月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①及び②については、令和7年12月1日

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、教育長の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

・ 95万1,200円 → 98万3,500円

②令和7年6月1日においてその職になかった教育長に支給する令和7年12月分の期末手当の支給月数を2.125月(0.025月引上げ)とします。

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和7年12月1日

※教育長の令和8年度以降の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

- ・ 76万1,000円 → 78万6,900円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和7年12月1日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。

【行政職給料表（一）における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
係員（22歳）	1級29号給	12,000円(5.5%増)
主任（40歳）	2級66号給	11,500円(3.6%増)
係長（46歳）	3級75号級	12,500円(3.3%増)
課長補佐（50歳）	4級86号給	14,000円(3.4%増)
課長（49歳）	5級75号給	14,500円(3.3%増)
部長（57歳）	6級50号給	16,900円(3.4%増)

※係員については初任給の級及び号給、主任から部長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・31万5,200円 → 32万6,900円

③給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を引き上げます。

④令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.10月 (0.025)	2.175月 (0.025)	1.375月 (0.025)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.025)	1.25月 (0.025)	0.6875月 (0.025)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.025)	1.425月 (0.025)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)
会計年度任用職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和8年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.0875月 (0.0125)	1.0875月 (0.0125)	2.175月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.625月 (0.0125)	0.625月 (0.0125)	1.25月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.7125月 (0.0125)	0.7125月 (0.0125)	1.425月 (0.025)
会計年度任用職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑥令和8年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.3625月 (0.0125)	1.3625月 (0.0125)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫 定 再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.675月 (0.0125)	0.675月 (0.0125)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫 定 再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)
会計年度任用職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑦条例で引用している学校教育法の条項番号を変更します。

【施行期日】

①から④までについては公布の日、⑤から⑦までについては令和8年4月1日

【適用期日】

①及び③については令和7年4月1日、④については同年12月1日

議案第131号

【総務部人事課】

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、特定任期付職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、特定任期付職員※の給与を改定します。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【条例改正の内容】

①特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

・平均改定率 約4.1%増

②令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

期末手当		勤勉手当	
12月分	年間	12月分	年間
1.025月 (0.025)	2.025月 (0.025)	0.95月 (0.025)	1.875月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

期末手当			勤勉手当		
6月分	12月分	年間	6月分	12月分	年間
1.0125月 (0.0125)	1.0125月 (0.0125)	2.025月 (0.025)	0.9375月 (0.0125)	0.9375月 (0.0125)	1.875月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①については令和7年4月1日、②については同年12月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、「教育公務員特例法」の一部改正に伴い、校務類型に係る業務の困難性等を考慮して義務教育等教員特別手当の額を定めることとするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与を改定します。

また、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の待遇改善等を進めるため、教員の職務や勤務の状況に応じて義務教育等教員特別手当を支給することとするなどの教育公務員特例法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
教諭（22歳）	1級13号給	12,800円(5.5%増)
主任教諭（41歳）	2級53号給	11,500円(3.1%増)
副園長（47歳）	3級51号給	14,200円(3.5%増)
園長（57歳）	4級77号給	14,300円(3.2%増)

※教諭については初任給の級及び号給、主任教諭から園長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.10月 (0.025)	2.175月 (0.025)	1.375月 (0.025)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.025)	1.25月 (0.025)	0.6875月 (0.025)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.025)	1.425月 (0.025)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和8年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.0875月 (0.0125)	1.0875月 (0.0125)	2.175月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.625月 (0.0125)	0.625月 (0.0125)	1.25月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.7125月 (0.0125)	0.7125月 (0.0125)	1.425月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和8年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.3625月 (0.0125)	1.3625月 (0.0125)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.675月 (0.0125)	0.675月 (0.0125)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

⑤義務教育等教員特別手当の月額を、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることとします。

【施行期日】

①及び②については公布の日、③及び④については令和8年4月1日、⑤については同年1月1日

【適用期日】

①については令和7年4月1日、②については同年12月1日

【内容】

本案の概要は、別表のとおりです。

令和7年度港区一般会計補正予算（第4号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議 会 費	701,453	10,265	711,718		10,265	1 議員人件費を計上 (1)報酬 2 職員人件費を計上 (1)一般職員
2 総 務 費	37,716,205	236,891	37,953,096		236,891	1 職員人件費を計上 (1)特別職 (2)一般職員 2 委員人件費を計上 (1)常勤監査委員
5 衛 生 費	9,281,784	40,792	9,322,576		40,792	1 職員人件費を計上 (1)一般職員
6 産業経済費	4,968,715	10,760	4,979,475		10,760	1 職員人件費を計上 (1)一般職員
7 土 木 費	29,991,159	18,088	30,009,247		18,088	1 職員人件費を計上 (1)一般職員
8 教 育 費	26,628,782	49,541	26,678,323		49,541	1 職員人件費を計上 (1)特別職 (2)一般職員
歳出合計	208,670,093	366,337	209,036,430		366,337	

繰越金

366,337

令和7年度港区一般会計補正予算（第5号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
2 総務費	37,953,096	532,191	38,485,287		532,191	1 効果的・効率的な行政経営の推進に要する経費を計上 (1) (仮称) 分庁舎賃借 2 基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立に要する 経費を計上 (1)過誤納還付金等
4 民生費	81,073,423	1,097,282	82,170,705	国庫支出金 都支出金 計	374,984 304,026 679,010	418,272 1 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進に要する 経費を計上 (1)コミュニティバス等福祉事業 (2)国庫支出金等過年度分償還金 2 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実に要する経費 を計上 (1)高齢者等紙おむつ給付 3 誰もが安心して暮らせる地域づくりに要する経費を計上 (1)高齢者救急通報システム 4 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実に 要する経費を計上 (1)介護給付・訓練等給付 5 特別な配慮の必要な子どもへの支援に要する経費を計上 (1)障害児通所支援事業 6 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に 要する経費を計上 (1)国庫支出金等過年度分償還金 (2)芝地区保育所等熱中症対策事業 (3)麻布地区保育所等熱中症対策事業 (4)赤坂地区保育所等熱中症対策事業 (5)高輪地区保育所等熱中症対策事業 (6)芝浦港南地区保育所等熱中症対策事業 7 子どもの権利擁護を重視した環境づくりに要する経費を計上 (1)児童福祉施設措置費等支弁 (2)児童相談所維持管理 8 保育施設における保育の質の向上に要する経費を計上 (1)私立認可保育所等熱中症対策支援事業

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
4 民 生 費 (つづき)						9 子育て支援サービスの充実に要する経費を計上 (1)産前産後家事・育児支援事業 55,077 (55,077)
7 土 木 費	30,009,247	△ 52,214	29,957,033		△ 52,214	10 支援が必要な子どもと家庭を確実に支えるに要する経費を 計上 (1)ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 10,545 (10,545)
						11 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実に要する経費を 計上 (1)国庫支出金等過年度分償還金 1,463 (1,463)
歳出合計	209,036,430	1,577,259	210,613,689	679,010	898,249	

国庫支出金	374,984
都支出金	304,026
計	679,010

繰越金	898,249
-----	---------

2 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
(仮称) 分序舎賃借	令和8年度～令和12年度	1,160,954
高齢者福祉施設将来需要等調査	令和7年度～令和8年度	11,575
健康管理システム改修	令和7年度～令和8年度	5,555
四之橋塗替	令和8年度	63,527
赤羽小学校水泳授業用バス雇上げ	令和7年度～令和8年度	6,237
東町小学校仮設校舎賃借	令和8年度～令和12年度	37,850
幼稚園遠足用バス雇上げ	令和7年度～令和8年度	3,432
芝浦中央公園運動場大規模改修（基本計画策定）	令和7年度～令和8年度	25,159

変 更

(単位：千円)

事 項	補正前		補正後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
芝浦橋耐震補強	令和8年度	134,400	令和8年度	148,866

令和7年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	補 正 額 の 説 明
3 国民健康保険事業費納付金	10,096,466	22,871	10,119,337	その他 22,871	1 後期高齢者支援金等分納付金 22,871
歳出合計	25,232,342	22,871	25,255,213	22,871	
				繰越金 22,871	

補正予算補足資料

1 議案第111号 令和7年度港区一般会計補正予算（第5号）

（1）補正額の説明

ア 増額補正事業（17事業） 1,638,973 千円

（単位：千円）

款	事業名	補正前の額	補正額	計
総務費	(仮称) 分庁舎賃借	0	232,191	232,191
	「将来に向けた持続可能な区役所への改革」に向けて、執務場所を確保するため民間ビルを賃借します。			
	過誤納還付金等	1,000,000	300,000	1,300,000
特別区民税等について、納付後に行われた確定申告による税額の変更や重複納付等に伴う還付実績が当初の見込みを上回るため、還付に要する経費を追加します。				
民生費	コミュニティバス等福祉事業	186,630	2,680	189,310
	コミュニティバス乗車券の利用実績が当初の見込みを上回るため、乗車運賃の助成に要する経費を追加します。			
	国庫支出金等過年度分償還金	2,768	8,962	11,730
	社会福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金等について、令和6年度分の精算に伴う償還金を追加します。			
	高齢者等紙おむつ給付	272,020	6,703	278,723
	高齢者世帯等に対する紙おむつの給付及び費用助成の実績が当初の見込みを上回るため、給付及び費用助成に要する経費を追加します。			

(単位：千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
民生費	高齢者救急通報システム 高齢者世帯等の救急通報システムの利用実績が当初の見込みを上回るため、事業の運営に要する経費を追加します。	46,429	5,723	52,152
	【特定財源】都支出金（高齢社会対策費）		2,861千円	
	介護給付・訓練等給付 障害者等に対する介護給付・訓練等給付の実績が当初の見込みを上回るため、給付に要する経費を追加します。	3,861,747	530,662	4,392,409
	【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） 都支出金（障害者福祉費）		265,330千円 132,666千円	
	障害児通所支援事業 障害児相談支援、通所支援等の給付実績が当初の見込みを上回るため、給付に要する経費を追加します。	1,008,278	170,426	1,178,704
	【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） 都支出金（障害者福祉費）		85,212千円 42,607千円	
	国庫支出金等過年度分償還金 児童福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金等について、令和6年度分等の精算に伴う返還金を計上します。	0	241,020	241,020
	各地区保育所等熱中症対策事業 保育所等における熱中症対策を強化するため、熱中症予防に関する物品を購入します。	0	5,900	5,900
	【特定財源】都支出金（子ども家庭支援費） 児童福祉施設措置費等支弁 措置の実績及び国支弁基準の上昇率が当初の見込みを上回るため、措置費の支払に要する経費を追加します。	475,770	44,316	520,086
	【特定財源】国庫支出金（児童入所施設措置費等） 私立認可保育所等熱中症対策支援事業 私立認可保育所等における熱中症対策を支援するため、熱中症予防に関する物品の購入に要する経費を補助します。	0	9,100	9,100
	【特定財源】都支出金（子ども家庭支援費）		9,100千円	

(単位：千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
民生費	産前産後家事・育児支援事業	296,422	55,077	351,499
	産前産後家事・育児支援サービスの利用が当初の見込みを上回るため、サービスの提供に要する経費を追加します。			
	【特定財源】国庫支出金（母子保健衛生費）	1,033千円		
	都支出金（子ども家庭支援費）	291千円		
	都支出金（とうきょうママパパ応援事業費）	53,460千円		
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	112,608	10,545	123,153
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用が当初の見込みを上回るため、サービスの提供に要する経費を追加します。			
	児童相談所維持管理	116,510	4,705	121,215
	一時保護所の居室が不足した際の児童の居場所を確保するため、施設の改修に要する経費を計上します。			
	国庫支出金等過年度分償還金	0	1,463	1,463
生活保護費に計上する事業に交付された都支出金について、令和6年度分の精算に伴う償還金を計上します。				
土木費	芝浦港南地区橋りょうの整備	235,074	9,500	244,574
	芝浦橋耐震補強工事について、人件費及び材料費の高騰に伴う負担金の増額に要する経費を追加します。			

イ 減額補正事業（1事業）

△ 61,714 千円

(単位：千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
土木費	麻布地区橋りょう維持管理	107,099	△ 61,714	45,385
	四之橋塗替塗装工事の入札不調に伴う工期変更による減			

(2) 債務負担行為補正の説明

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 分庁舎賃借	令和8年度～令和12年度	1,160,954
区役所・支所改革に伴う本庁舎外の執務環境確保に係る民間建物の賃借が令和12年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
高齢者福祉施設将来需要等調査	令和7年度～令和8年度	11,575
高齢者福祉施設に係る将来需要等調査が令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
健康管理システム改修	令和7年度～令和8年度	5,555
データ標準レイアウト改版対応に係るシステム改修が令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
四之橋塗替	令和8年度	63,527
四之橋塗替塗装工事の入札不調に伴い、工期が令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
赤羽小学校水泳授業用バス雇上げ	令和7年度～令和8年度	6,237
赤羽小学校の水泳授業に係るバス雇上げが令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
東町小学校仮設校舎賃借	令和8年度～令和12年度	37,850
東町小学校仮設校舎の賃借が令和12年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
幼稚園遠足用バス雇上げ	令和7年度～令和8年度	3,432
幼稚園の遠足に係るバス雇上げが令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		
芝浦中央公園運動場大規模改修 (基本計画策定)	令和7年度～令和8年度	25,159
芝浦中央公園運動場の大規模改修に係る基本計画の策定が令和8年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。		

(変更)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
芝浦橋耐震補強	令和8年度	148,866
芝浦橋耐震補強工事について、人件費及び材料費の高騰に伴い、負担金が増額となるため、限度額を変更します。		

2 議案第112号 令和7年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

（1）補正額の説明

(単位：千円)

款	事業名	補正前の額	補正額	計
事 業 民 費 健 納 康 付 保 全 險	後期高齢者支援金等分納付金	2,410,024	22,871	2,432,895
後期高齢者支援金等分納付金の支払に要する経費を追加します。				